

第四十回 参議院内閣委員会會議録第七号

昭和三十一年二月二十二日(木曜日)

午前十四時四十八分開会

出席者は左の通り。

委員長 河野 謙三君
理事 塩見 俊二君
鶴岡 哲夫君
山本伊三郎君

委員

上原 正吉君
木村篤太郎君
下村 定君
中野 文門君
松村 秀逸君
吉江 勝保君

國務大臣

農林大臣 河野 一郎君
運輸大臣 齋藤 昇君

政府委員

大蔵省日本専 谷川 宏君
売公社監理官 昌谷 孝君
農林大臣官房長 高橋 末吉君
運輸省鉄道監督 局国有鉄道部長 事務局側

常任委員 伊藤 清君
会専門員

本日の會議に付した案件

○農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(河野謙三君) これより内閣

委員会を開会いたします。

去る二月十九日、予備審査のため、本委員会に付託されました農林省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から提案理由の説明を聴取いたします。河野農林大臣。

○國務大臣(河野一郎君) ただいま議題となりました農林省設置法の一部を改正する法律案の提案の理由と改正の内容を御説明申し上げます。

第一は、農林本省の内部部局として園芸局を新設することであり、最近における国民生活の向上に伴い、果実、野菜等の園芸農産物の生産は急速に増加し、今後におきましても需要が確実に増大していく成長部門として、畜産と並んで、その発展が最も期待されております。このような園芸部門の現在及び将来における発展拡大に際しまして、農林行政の面におきましても、その生産対策、流通対策、さらには加工、消費の各分野につきましても適切な施策を総合的に講じ得る体制を早急に確立する必要が高まっております。

このように見地から、園芸農産物等に関する行政を振興局から分離いたしまして、新たに園芸局を設置することとしたのであります。

第二は、振興局を改組して、農政局とすることであり、農業に関する行政組織は、今回、園芸局が設置されることにより、畜産局及び蚕糸局を含めまして園芸特産、畜産及び蚕糸の各部門につきまして、生産、流通及び消費を通ずる行政を一貫して担当する組織が確立することになるのであります。反面、現在の家族農業経営が複合的な形態で行なわれている実情を考へますとき、今後における農業に関する諸施策を、円滑に、かつ、総合的に実施して参りますためには、地域の実態に即して農業経営を改善するといふ観点から農業行政を所掌する部局の必要性が一層高まっております。

このため、園芸局分離独立後の振興局は、残された米麦雜穀等の生産部門についての行政を担当することとに、以上のような機能を果たすことを期待することとし、現在、農林経済局において所掌しております農業行政に関する企画、農業協同組合その他の農業団体に対する指導助成等の事務をこれに移管するほか、農業構造の改善に関する事務を追加する等その所掌事務を整備し、これを農政局として改組することとしたのであります。

なお農林経済局につきましては、農政局への事務移管のほか、大臣官房から国際協力関係事務を移管する等その所掌事務を整備し、農林水産業を通ずる貿易及び国際協力並びに農林水産物の流通及び農林水産業に関する金融上の施策を通じて農林漁業者及び消費者の福祉の増進をはかる部局としての性格を明確にいたすこととしております。

第三は、地方支分部局として地方農林局を設置することであり、農林省の地方支分部局として、従来、本省に農地事務局及び統計調査事務局、食糧庁に食糧事務局、林野庁に営林局及び営林署、水産庁に漁業調整事務局及び事務所がそれぞれ置かれ、地方における国の事務の遂行に当たっていたのでありますが、今後における農林行政は、従来にもまして地域の特性に適合した弾力的かつ、総合的なものとして展開される必要があり、行政組織の面においてもこれに即応する体制の整備が必要とされるに至っております。

このように見地から、従来の地方支分局のうち、農地事務局並びに漁業調整事務局及び事務所、統計調査事務局の一部を統合し、さらに、従来本省でもっぱら処理していた事務を大幅に移管することとし、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国及び九州の七地方農林局を設けることとしたのであります。

第四は、林野庁の所掌事務のうち、労務管理、組合交渉及び職員の福利厚生に関する事務の複雑なる事情にかんがみ、これらの事務を、従来所掌していた林政部から分離し、新たに職員部を設置することであり、第五は、水産庁につきまして、人事、会計等の庶務を長官官房において行なうこととするともに、次長を廃止し、各部の所掌事務の整備を行なう等その機構及び所掌事務に改善を加えることとあります。なお、この際水産

庁設置法を廃止し、農林省設置法に水産庁に関する規定を加えることとしております。

その他、肥料検査及び飼料検査の効率化をはかりましたために、肥料検査所及び飼料検査所の統合によって、肥料検査所を設置する等若干の規定の整備を行ないますとともに、農林省の定員に所要の変更を加えようとするものであります。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決下さらんことをお願いいたします。

○委員長(河野謙三君) 以上で提案理由の説明は終了いたしました。自後の審査は、これを後日に譲ります。

○委員長(河野謙三君) 次に、公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引き続き質疑を行ないます。関係当局よりの出席の方は、斎藤運輸大臣、高橋国有鉄道部長、吾孫子国有鉄道副総裁、八木国有鉄道厚生局長でございます。質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○山本伊三郎君 それじゃきょうは、これは一応採決される議案になっておりますが、二、三点ひとつ確認をする意味において運輸大臣に質問しておきたいと思ひます。

この前の本委員会では、実は運輸大臣が退席されて、聞くことを残してお

たのですが、短期給付の出産手当並びに育児手当増額の問題、これは国家公務員と同様にそろえられたということはおわかりのようですが、現実には、これは付加給付で支給されておるように聞いておるのです。運輸大臣でなくともいいんですが、当局からでも、その事実をひとつ御説明願いたい。

○政府委員(高橋末吉君) ただいまのお話にもございましたように、各企業体それぞれ付加給付で、その最低限のものよりは相当上回ったものを支給してございます。各企業体それぞれみな同じではございませんけれども、財政上の理由によりまして、たとえば国鉄でありますと一万円というような支給を付加給付でやっております。

○山本伊三郎君 そういう現状ですから、国家公務員の共済組合法がそれだからというところでなくて、やはりこれは現実の状態で即して法律を改正するという必要があると思うのですが、大臣どうです。

○国務大臣(斎藤昇君) 法律では最低限度をきめておりますので、その限度以上は各企業体の共済組合の実情に応じてやるのが適当でなからうか、かように考えております。最低限度の引き上げの程度にとどめております。

○山本伊三郎君 実は、そういう実情は地方公務員の場合にも各所にあるのですが、最低限度を規定しておる。もちろんその上はおのおのその組合の経済事情によってやってもいいのだという、非常に各組合で問題が残ってくると思う。これは私今、国家公務員の共済組合の場合にも主張しておるのですが、やはり実情に合ったものを考えなくちゃいけない。それと同時に、最低

保障といつても、五年ではどうも最低保障の限度は低いんじゃないか、こう思いますので、これはひとつ十分御検討願いたい、かように思うのですが、いかがですか。

○国務大臣(斎藤昇君) 他省、共済組合法とも関係を持ちまして、御意見のとおりにごもつともな点としてもあるように存じます。以後よく関係当局と検討を続けて参りまして、御趣旨に沿うようにできるだけいたしたいと思ひます。

○委員長(河野謙三君) ちょっと申し上げます。その後、政府側から中村国鉄常務理事がお見えになつておりますから。

○山本伊三郎君 それではもう一つ、実は一応これで年金としては年度の改正である程度他の法律と均衡のとれたように直されてきたんですが、ただ退職一時金の場合に、救済措置というものは全然今までは考えておらない。したがって、まあこの退職年金の資格取得期間に達しない者がやめた場合には、やはり権衡上どうも納得ができません。一応通算措置にならうて今後この通算措置を考へる必要があるんじゃないか。退職一時金の増額といいますが、そういうものを考へる必要があるのじゃないかと思ひますが、その点どういふふうに考へておりますか。

○国務大臣(斎藤昇君) 一時金についての通算は、これも他の共済組合法あるいは恩給法等と共通する問題でございまして。確かにこれも一つの問題だと存じます。さきの問題とあわせまして、関係各庁と検討いたしたいと思ひます。

○山本伊三郎君 それから今度も附帯決議をお願いしようと思つたのですが、これで一応大體通算措置については権衡がとれたようになったと思ひますが、ただひとつ外地関係の、例を申し上げますと、南満洲鉄道に勤務しておつた人、そういう人々を残されておるような形でございまして。もちろんこれは恩給法等との権衡の問題がありましてから、直ちにここでどういふということはないと思つたのですが、もちろん恩給法の改正案も本委員会にかかってくると思ひますが、十分その際討議したいと思ひますが、やはり公共企業体職員等共済組合は別個の背景でありますので、やはりそういう点について、運輸大臣の考へ方をちょっとお聞きしておきたいと思ひます。

○国務大臣(斎藤昇君) 外地鉄道等の職員期間の問題は、なるほどこれは考へなきやならぬ問題が残されたものだと考へております。今お話しになりましたように、恩給法等、あるいは国家公務員共済組合法等と関係がいたしますが、共同に検討して参りたいと、かように考へております。

○山本伊三郎君 これは事務当局にちょっとお伺ひしておきたいのですが、外地鉄道——特に南満洲鉄道が主たるものだと思うのですが、そういう関係者が現在何人ぐらい該当者があるかというふうなことを調査されたことがありますか、ちょっとお聞きしたい。

○政府委員(高橋末吉君) 国鉄だけに限らず、資料でございますが、満鉄関係で現在職員である者が五千六百名ございまして。

○山本伊三郎君 華北とかその他に交

通関係のそういう者があつたと思うのですが、それはもうわずかでしか。私の聞いているのでは、問題にならぬほどわずかだと聞いておりますが、その点は調査されておられますか。

○政府委員(高橋末吉君) ほかの外地鉄道関係が二千五、六百名あるようでございます。

○山本伊三郎君 では最後にひとつ、実は公的年金通算法との関連ですが、これは単に公共企業体職員等共済組合の関係だけではないのです。相当通算された場合に不利になるといふような状態の人の中にもある。これは女子職員に相当多いと聞いておるのです。が、こういう場合に、他の法律を見ますと、やはり有利なほうに選択性が認められておるのですが、そういう点については、本法律の改正には直接関係ないのですか。運輸大臣としては、そういう点についてどう考へておられるか、それがひとつお聞きしたい。

○国務大臣(斎藤昇君) 御指摘のような場合には、有利なほうを選択するといふ建前を大体とておると思ひます。私もしそれが至当であらうと、かように考へます。

○山本伊三郎君 それでは、先ほどの外地鉄道の問題について、ちょっと言っておきたいのですが、実は内地の国際電気通信株式会社とか、日本電信電話工事株式会社、そういう会社が実は国策会社として——国策会社ではございせんが、戦争中国策によって強制買収を受けて、それが通算措置をされておるのです。したがって、先ほど私質問いたしました、外地鉄道についても、やはりぜひひとつ通算措置をするべきであるというのを思ひます。

ので、これは答弁は要りませんが、そういう例もありますので、特にこれはお考えおき願ひたい、かように考へております。

○委員長(河野謙三君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○山本伊三郎君 本改正案につきましては、社会党といつたしまして賛成いたします。

この前の附帯決議を尊重されまして改正された点につきましては、これは敬意を表したいと思ひます。しかし、先ほど質問の中で明らかにしましたように、いまだ外地鉄道その他の関係のほうに通算措置をされておらない実情でございまして、この点はひとつ考へておいていただかなければならぬと思ひます。

それじゃ自民党と社会党共同提案で附帯決議をひとつ提出したいと思ひます。その案文を朗読いたします。

公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

今回、本法の改正により、日本医療団及び外国政府の職員であつた者の期間の通算措置が行なわれたが、なお、外地にあつた南満洲鉄道株式会社等に勤務していた職員については、通算措置が未解決である。政府並びに公共企業体当局は南満洲鉄道株式会社等に勤務していた者につい

ても通算措置を検討してその実現に努められたい。

右決議する。

○委員長(河野謙三君) 他に御意見もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(河野謙三君) 全会一致でございます。よって、本案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、討論中述べられました山本君提出の附帯決議案を議題といたします。

山本君提出の附帯決議案を本委員会の決議とすることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(河野謙三君) 全会一致と認めます。よって、山本君提出の附帯決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決議いたしました。

○国務大臣(斎藤勇君) ただいまは公共企業体職員等共済組合法の一部改正の法律案を満場一致で御可決いただきまして感謝をいたします。

第一部 内閣委員会会議録第七号 昭和三十七年二月二十二日〔参議院〕

○委員長(河野謙三君) なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(河野謙三君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時十分散会

二月十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、恩給引上げに関する請願(第一一七号)(第一一四一号)(第一一四七号)(第一一九二号)(第一一九三号)

一、恩給受給者等の処遇改善に関する請願(第一一八号)(第一一二二号)(第一一二九号)(第一一二三〇号)(第一一二四二号)(第一一二四三号)(第一一二四四号)(第一一二四九号)(第一一二五三三三)(第一一二五四号)(第一一二五五号)(第一一二五六号)(第一一二五七号)(第一一二七〇号)(第一一二七一七号)(第一一二九六号)(第一一二九七号)(第一一二九八号)(第一一二九九号)(第一二二〇〇号)(第一二二〇一〇号)(第一二二二〇号)(第一二二四〇号)(第一二二四一〇号)(第一二二四二〇号)(第一二二四七号)(第一二二七八号)(第一二二七九号)(第一二二八〇号)(第一二二八一〇号)(第一二二八二号)(第一二二八三三三)(第一二二八四号)

一、恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願(第一一二四号)(第一一二七号)

一、恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願(第一一二四号)(第一一二七号)

一、恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願(第一一二四号)(第一一二七号)

一、恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願(第一一二四号)(第一一二七号)

一、恩給引上げ等に関する請願(第一一四八号)(第一一五八号)(第一一九九号)(第一二四二二二)(第一二八四号)(第一二八五五号)

一、旧令による共済組合等からの年金制度に関する請願(第一一六五号)

一、恩給引上げ等に関する請願(第一一九四号)

一、恩給、扶助料受給者の処遇改善に関する請願(第一一九五号)

一、暫定手当の本俸繰入れに関する請願(第一二〇二二号)

一、国家公務員の賃金引上げ等に関する請願(第一二五〇号)

一、法務省勤務職員の定員大幅増員等に関する請願(第一二五一号)

一、金し敷年金等受給者処遇に関する請願(第一二八六号)(第一二八七号)

一、恩給引上げに関する請願(第一二二七号 昭和三十七年二月二日受理)

請願者 島根県浜田市殿町島根 栗義定外二百四十四名

紹介議員 山本 利壽君

恩給の給与ベースを国家公務員の現行給与ベースと均衡のとれた線まで引き上げるよう、昭和三十七年度において必ずこれを実現せられたい。また、第三十八回国会で恩給法等の一部を改正する法律案が参議院通過の際行なわれ、附帯決議のうち、政府は恩給及び各種年金受給者の処遇について、適時所要の改善を実施しようとするやうに適切な措置を講ずべきであるとの趣旨は、早急に制度化し、これによって、

恩給受給者も現職公務員同様、適時適正な給与を受けうる安定した立場を確保できるよう特段の配慮をせられたいとの請願。

第一一四一号 昭和三十七年二月三日受理

恩給引上げに関する請願

請願者 岡山県高梁市高倉町田井四、五三八 井田肇 外三百六十八名

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、等一一七号と同じである。

第一一四七号 昭和三十七年二月三日受理

恩給引上げに関する請願

請願者 茨城県猿島郡岩井町茨城軍恩連盟岩井町支部内 石山寛信外六百二十二名

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第一一七号と同じである。

請願者 山口県熊毛郡田布施町 軍恩連盟熊毛郡支部内 友末昇外七百五十五名

紹介議員 吉武 恵市君

軍人恩給受給者の処遇改善のため、(一)恩給の給与ベースを国家公務員の現行給与ベースと均衡のとれた線まで引上げること、(二)第三十八回国会で恩給法等の一部を改正する法律案が本院通過時に行なわれた附帯決議のうち、恩給、年金受給者の処置についての調査勧告機関を設置すること等を今国会において実現せられたいとの請願。

第一一一八号 昭和三十七年二月二日受理

恩給受給者等の処遇改善に関する請願

請願者 愛知県刈谷市広小路五ノ一四 安藤欽一外千八十一名

紹介議員 山本 米治君

今回政府は、恩給の仮定俸給年額を改正し、昭和三十七年度から順次実施すべきことを決定したが、この関係法案を第四十回国会において必ず成立せせるとともに、第三十八回国会において参議院の附帯決議で要望された恩給受給者等の処遇を適時改善できる制度を、早期に実現せられたいとの請願。

第一一二二号 昭和三十七年二月二日受理

恩給受給者等の処遇改善に関する請願

請願者 埼玉県熊谷市石原一、九一九 原田江喜外千五百一十一名

この請願の趣旨は、第一一一八号と同じである。

第一一二三号 昭和三十七年二月二日受理

恩給受給者等の処遇改善に関する請願

請願者 長野県南佐久郡田町三〇九軍恩連盟南佐久連合支部内 御手洗新外三千七百五十五名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第一一一八号と同じである。

第一一二八号 昭和三十七年二月二日受理

恩給受給者等の処遇改善に関する請願

請願者 香川県高松市西通町九二 長尾吉五郎外三十五名

紹介議員 平井 太郎君

この請願の趣旨は、第一一一八号と同じである。

第一一二九号 昭和三十七年二月二日受理

恩給受給者等の処遇改善に関する請願

請願者 新潟県長岡市新栄町四ノ八八 尾形伊七外千五百八十名

紹介議員 小柳 牧衛君

この請願の趣旨は、第一一一八号と同じである。

第一一三〇号 昭和三十七年二月二日受理

恩給受給者等の処遇改善に関する請願

請願者 埼玉県児玉郡神川村大（八通）

字新里一、七八一 柴崎久作外六千三百三名

紹介議員 小林 英三君

この請願の趣旨は、第一一一八号と同じである。

第一一二二号 昭和三十七年二月三日受理

恩給受給者等の処遇改善に関する請願

請願者 岡山県井原市上出部町一五九 鳥越重太郎外七百三十一名

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第一一一八号と同じである。

第一一四三三号 昭和三十七年二月三日受理

恩給受給者等の処遇改善に関する請願

請願者 岐阜県可児郡可児町広見瀬田 可児一重外千四百八十六名

紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第一一一八号と同じである。

第一一四四号 昭和三十七年二月三日受理

恩給受給者等の処遇改善に関する請願

請願者 愛媛県松山市室町一二七 愛媛県軍恩連盟内池田亀市外一万八千九百六十二名

紹介議員 増原 恵吉君

この請願の趣旨は、第一一一八号と同じである。

第一一四九号 昭和三十七年二月三日受理

恩給受給者等の処遇改善に関する請願

恩給受給者等の処遇改善に関する請願（二通）

請願者 群馬県太田市太田町二一八 群馬県軍恩連盟太田連合支部内 赤坂富光外四千九百六十一名

紹介議員 最上 英子君

この請願の趣旨は、第一一一八号と同じである。

第一一五三三号 昭和三十七年二月五日受理

恩給受給者等の処遇改善に関する請願

請願者 島根県浜田市朝日町島根県軍人恩給連盟那賀支部内 迫田広一外千二百九十二名

紹介議員 山本 利壽君

この請願の趣旨は、第一一一八号と同じである。

第一一五四号 昭和三十七年二月五日受理

恩給受給者等の処遇改善に関する請願

請願者 埼玉県越谷市越谷谷四、六三五 森田亀太郎外千三百四十九名

紹介議員 上原 正吉君

この請願の趣旨は、第一一一八号と同じである。

第一一五五号 昭和三十七年二月五日受理

恩給受給者等の処遇改善に関する請願

請願者 岡山県浅口市鴨方町大字鴨方一、〇七九 岡山県旧軍人関係恩給連盟浅口郡支部内 中西熊太外千三百二十一名

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第一一一八号と同じである。

第一一五六号 昭和三十七年二月五日受理

恩給受給者等の処遇改善に関する請願

請願者 岐阜県大野郡宮村 黒木圭三外二千二百九十九名

紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第一一一八号と同じである。

第一一五七号 昭和三十七年二月五日受理

恩給受給者等の処遇改善に関する請願（十五通）

請願者 岡山県吉田郡鏡野町宗枝二六七 岡田甚一外八千二百九十五名

紹介議員 近藤 鶴代君

この請願の趣旨は、第一一一八号と同じである。

第一一七〇号 昭和三十七年二月六日受理

恩給受給者等の処遇改善に関する請願

請願者 島根県邑智郡石見町大字井原二、一一一 栢植忠義外二百三十九名

紹介議員 山本 利壽君

この請願の趣旨は、第一一一八号と同じである。

第一一七一号 昭和三十七年二月六日受理

恩給受給者等の処遇改善に関する請願

六 矢嶋貞一外五百九十九名

紹介議員 山本 米治君

この請願の趣旨は、第一一一八号と同じである。

第一一九六号 昭和三十七年二月六日受理

恩給受給者等の処遇改善に関する請願

請願者 長野県佐久市岩村田町二、八九九 軍恩連盟佐久市北佐久郡連合支部内 西川理助外三千二百六十七名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第一一一八号と同じである。

第一一九七号 昭和三十七年二月六日受理

恩給受給者等の処遇改善に関する請願

請願者 岐阜県古城郡河合村角川六〇六 盤所与市郎外千四百八十六名

紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第一一一八号と同じである。

第一一九八号 昭和三十七年二月六日受理

恩給受給者等の処遇改善に関する請願（四通）

請願者 愛知県新城市出沢字前畑三九 浅井計雄外二千四十九名

紹介議員 杉浦 武雄君

この請願の趣旨は、第一一一八号と同じである。

第一一九九号 昭和三十七年二月六日受理
恩給受給者等の処遇改善に関する請願
(七通)
請願者 神奈川県川崎市今井南町四八九 大橋富士郎
外九千七百八十名
紹介議員 河野 謙三君
この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第二二〇〇号 昭和三十七年二月六日受理
恩給受給者等の処遇改善に関する請願
(十一通)
請願者 山口県徳山市大字栗屋二三七 田中定外三千五百三十五名
紹介議員 吉武 恵市君
この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第二二〇一号 昭和三十七年二月六日受理
恩給受給者等の処遇改善に関する請願
(十四通)
請願者 福岡県八幡市槻田小山田町三ノ二八幡市軍恩連盟内 野中侃外二万四千八十七名
紹介議員 鈴木 亨弘君
この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第二二二〇号 昭和三十七年二月六日受理
恩給受給者等の処遇改善に関する請願
請願者 三重県一志郡久居町西鷹跡町四一九 三重県

軍恩連盟内 藤田正直 外二万名
紹介議員 井野 碩哉君
この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第二二四〇号 昭和三十七年二月七日受理
恩給受給者等の処遇改善に関する請願
請願者 愛知県中島郡祖父江町大字本甲字宮前六九
山口友三郎外四百名
紹介議員 山本 米治君
この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第二二四一号 昭和三十七年二月七日受理
恩給受給者等の処遇改善に関する請願
請願者 茨城県水戸市新原町三、〇七六茨城県軍恩連盟水戸連合支部内 佐藤文蔵外三千三百四十八名
紹介議員 郡 祐一君
この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第二二七七号 昭和三十七年二月八日受理
恩給受給者等の処遇改善に関する請願
請願者 愛知県稲沢市梅須賀町二、〇二九 大谷喜三郎外五十九名
紹介議員 山本 米治君
この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第二二七八号 昭和三十七年二月八日受理
恩給受給者等の処遇改善に関する請願
請願者 山本 米治君

日受理
恩給受給者等の処遇改善に関する請願
請願者 新潟県新潟市田家四、二六七新潟県軍恩連盟新津連合支部内 黒島鼎造外四百九十三名
紹介議員 佐藤 芳男君
この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第二二七九号 昭和三十七年二月八日受理
恩給受給者等の処遇改善に関する請願
請願者 新潟県三島郡越路町軍恩連越路支部内 佐藤辰司外六百十二名
紹介議員 小柳 牧衛君
この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第二二八〇号 昭和三十七年二月八日受理
恩給受給者等の処遇改善に関する請願
請願者 岐阜県高山市花里三丁目 水口関郎外千九百九十九名
紹介議員 古池 信三君
この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第二二八一号 昭和三十七年二月八日受理
恩給受給者等の処遇改善に関する請願
請願者 富山市下木町二八東邦生命富山支社内富山県軍恩連盟内 森田純正外六千四百四十四名
紹介議員 館 哲二君
この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第二二八二号 昭和三十七年二月八日受理
恩給受給者等の処遇改善に関する請願
(二通)
請願者 岡山市上伊福東町六三三 高原孝外二千九百十三名
紹介議員 加藤 武徳君
この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第二二八三号 昭和三十七年二月八日受理
恩給受給者等の処遇改善に関する請願
(六通)
請願者 埼玉県秩父市大字大宮三、六二六 新井謙太郎外七千八百九十一名
紹介議員 上原 正吉君
この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第二三〇四号 昭和三十七年二月八日受理
恩給受給者等の処遇改善に関する請願
請願者 東京都武蔵野市吉祥寺七八四東京都恩給権擁護連盟武蔵野支部内 高橋真十郎外二百十五名
紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第二一二四号 昭和三十七年二月二日受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 長野県塩尻市大門一四三ノ一一 中原勝次外五百七十三名
紹介議員 木内 四郎君
経済成長による、料金、特価等の値上がりに伴い、一般の給与関係は、その都度実生活に見合う適切な措置が行なわれ、同時に生活保護の上にも、一段と暖かい手がさしのべられていくとき、ひとり恩給、年金等による生活者の給与については、ここ数年來、その措置が遅々として進まず、同じ公務員であつた者が、退職時によつて給与の格差ができ、しかもその差は年々増大し、とくに旧法による共済組合年金は、今なお一人あたり月額平均五千二百九十円という低額にあり、生活保護基準以下の零細生活者も、数多く含まれ、いずれも今日の生活に苦しみ、明日の生活に不安と悩みをいだいている有様であるから、一日もすみやかに理解ある政治的配慮によつて、公務員の新給与水準に準じ、現在の経済情勢に見合う恩給、年金等の一律増額を行ない、かつ第三十八回国会に、本院で行なわれた附帯決議の趣旨に基づく恩給、年金等の合理的改善のための、新しい制度と機構を、ただちに設置せられたい。また、公的年金受給者にも、老齢福祉年金を併給し、かつその場合、所得並びに最高支給額の制限等は、できうる限り緩和せられたいとの請願。

第二一二七号 昭和三十七年二月二日受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 三重県亀山市北町一、
二九三 小林真蔵外百
十七名

紹介議員 斎藤 昇君

この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。

第一一四〇号 昭和三十七年二月三日受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願(二通)

請願者 岡山市青江 西山富佐
太外三十四名

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。

第一一四八号 昭和三十七年二月三日受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 茨城県水戸市榎町一団
鉄OB同志会水戸支部
内 石川義蔵外三百五
十名

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。

第一一五八号 昭和三十七年二月五日受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 岡山県久米郡榎原町吉
ヶ原五〇八 波賀頼太
外二十九名

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。

第一二八五号 昭和三十七年二月八日受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願(十通)

請願者 兵庫県川辺郡大浦町
唐仁原等外五百二十七
名

紹介議員 田中 茂穂君

この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。

第一一六五号 昭和三十七年二月五日受理

旧令による共済組合等からの年金制度に関する請願

請願者 埼玉県所沢市大字上新
井八七ノ四旧軍属十年
以上勤続者所沢支部内
市川誠外二名

紹介議員 加藤 完君

旧軍属で旧陸軍共済組合員であつた者が文官に任官し、通算した在职期間が二十年以上に達した者、または二以上の部隊に継続勤務し共済組合員であつた期間が二十年以上に達した者に、旧令による共済年金を支給せられたい。また、旧女子軍属で二十年以上勤続した者に旧令による共済年金を支給せられたい。旧軍属で勤続十年以上で二十年未満の者に対しては、その勤続年数を社会保険(厚生年金及び国民年金)に通算する措置を講ぜられたいとの請願。

第一一九四号 昭和三十七年二月六日受理

恩給引上げ等に関する請願

請願者 山口県下関市大坪一町
一五 香川和勝外一名

紹介議員 吉武 恵市君

昭和二十八年旧軍人に関する恩給が復活し、その後数回の改正が行なわれたが、いまだ恩給を給することの趣旨に

そのない状態にあるから、(一)抑制低下されている仮定俸給号俸を元の号俸に準じ引きもどすこと、(二)軍人に関する恩給年額の基礎となる仮定俸給額を現職の一般公務員の給与改善に準じ、引き上げること、(三)昭和二十三年六月以前に退職した公務員の給与改善に準じ仮定俸給額を是正すること、(四)恩給年額計算の基礎に職年を勤務加算年数を算入すること、(五)傷病等差査定基準(恩給法別表第一号表の二及び三)を改正すること、(六)傷病年金受給者の以後重症の請求権を認めること、(七)傷病恩給額を増額すること、(八)傷病恩給受給者の扶養家族加給を全員に対し一人当たり四千八百円の額を支給すること、及び傷病年金受給者に対しても同様家族加給を支給すること、(九)恩給と国民年金その他各種の福祉年金と併給すること等について昭和三十一年度から処理できるよう善処せられたいとの請願。

第一一九五号 昭和三十七年二月六日受理

恩給、扶助料受給者の処遇改善に関する請願

請願者 山口県岩国市大字行波
三三二 下村幾乃

紹介議員 吉武 恵市君

恩給、扶助料受給者の処遇改善のため、恩給、扶助料の給与ペースを国家公務員の現行給与ペースと均衡のとれた線まで引き上げること、昭和三十一年度において必ず実現せられるとともに、第三十八回国会において、恩給法の一部を改正する法律案が参議院通過の際に附帯決議のうち、政府は恩給及び各種年金受給者の処遇に

ついて適時所要の改善を実施し得るよう、すみやかに適切な措置を講ずべきであるとの趣旨を早急に法制化せられたいとの請願。

第二二〇二号 昭和三十七年二月六日受理

暫定手当の本俸繰入れに関する請願(二十七通)

請願者 愛知県渥美郡田原町大
字田原字西鎌田五ノ九
斎竹孝外三百八十一
名

紹介議員 杉浦 武雄君

戦後の混乱した世相下に生れた地域給は、昭和三十一年に地域による生活格差の実情から暫定手当として改正され、順次本俸に繰入れられることになつたにもかかわらず、数年を経た今日に至るもなんらの改定がなされず、極めて実情にそぐわないものとなつてゐるから、暫定手当を全地域四級地並に引き上げ、全額本俸に繰り入れられたいとの請願。

第二二五〇号 昭和三十七年二月七日受理

国家公務員の賃金引上げ等に関する請願

請願者 富山県滑川市宮窪四七
八 山田政則外九百七
十九名

紹介議員 阿具根 登君

国家公務員労働者の賃金水準の異常な低さは、あらゆる人たちによつて認められてゐるところである。独身者は自分の賃金だけではその生命を維持するのがやつとであることを思い知らされ、既婚者は無理な共かせぎを強要さ

改める。

事業を行なうこと。

七十 魚巻の区域における公有水

- 六 農林省の所掌に係る事業を営む中小企業の育成及び発展並びに農林省の所掌に係る事業の合理化に関する事。
- 七 農林省の所掌に係る商工業に関する団体の指導監督を行なうこと。
- 八 農林省の所掌事務に係る物資の売買取引を行なうために必要な商品市場を開設することを目的とする商品取引所の指導監督を行なうこと。(蚕糸局の所掌に属することを除く。)
- 九 農山漁家の経営改善のためにする農村工業及び副業の指導助成を行なうこと。
- 十 肥料の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。他省がその生産を所掌する肥料の生産に関する事で次号に掲げるもの以外のものを除く。)
- 十一 臨時肥料需給安定法(昭和二十九年法律第七十二号)に基づく硫酸アンモニアその他重要肥料の生産業者及び輸入業者の販売価格の決定並びに生産費及び輸入価格の調査に関する事。
- 十二 肥料の検査に関する事。
- 十三 農林畜水産物の消費の増進及び改善に関する事務を総括すること。
- 十四 中央卸売市場の指導監督を行なうこと。
- 十五 日本農林規格に関する事。
- 十六 農林畜水産物の輸出検査の基準及び輸出検査に関する事。

- 十七 農林省の所掌事務に係る外国為替予算案の作成の準備に関する事及び輸出入に関する連絡調整を行なうこと。
- 十八 農林省の所掌事務に係る物資についての関税に関する事務のうち農林省の所掌に係るものを総括すること。
- 十九 農林省の所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を総括すること。
- 二十 農畜産業に関する共済及び保険に関する事。
- 二十一 前号の共済及び保険に関する団体の指導監督及び助成を行なうこと。
- 二十二 農業共済再保険特別会計の経理を行なうこと。
- 二十三 農林省の所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を総括すること。
- 二十四 農林省の所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を総括すること。
- 二十五 農林省の所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を総括すること。
- 二十六 農林省の所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を総括すること。
- 二十七 農林省の所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を総括すること。
- 二十八 農林省の所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を総括すること。
- 二十九 農林省の所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を総括すること。
- 三十 農林省の所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を総括すること。

- 三十一 農林省の所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を総括すること。
- 三十二 農林省の所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を総括すること。
- 三十三 農林省の所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を総括すること。
- 三十四 農林省の所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を総括すること。
- 三十五 農林省の所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を総括すること。
- 三十六 農林省の所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を総括すること。
- 三十七 農林省の所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を総括すること。
- 三十八 農林省の所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を総括すること。
- 三十九 農林省の所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を総括すること。
- 四十 農林省の所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を総括すること。

- 四十一 農林省の所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を総括すること。
- 四十二 農林省の所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を総括すること。
- 四十三 農林省の所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を総括すること。
- 四十四 農林省の所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を総括すること。
- 四十五 農林省の所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を総括すること。
- 四十六 農林省の所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を総括すること。
- 四十七 農林省の所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を総括すること。
- 四十八 農林省の所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を総括すること。
- 四十九 農林省の所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を総括すること。
- 五十 農林省の所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を総括すること。

- 五十一 農林省の所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を総括すること。
- 五十二 農林省の所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を総括すること。
- 五十三 農林省の所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を総括すること。
- 五十四 農林省の所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を総括すること。
- 五十五 農林省の所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を総括すること。
- 五十六 農林省の所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を総括すること。
- 五十七 農林省の所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を総括すること。
- 五十八 農林省の所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を総括すること。
- 五十九 農林省の所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を総括すること。
- 六十 農林省の所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を総括すること。

- 六十一 農林省の所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を総括すること。
- 六十二 農林省の所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を総括すること。
- 六十三 農林省の所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を総括すること。
- 六十四 農林省の所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を総括すること。
- 六十五 農林省の所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を総括すること。
- 六十六 農林省の所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を総括すること。
- 六十七 農林省の所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を総括すること。
- 六十八 農林省の所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を総括すること。
- 六十九 農林省の所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を総括すること。
- 七十 農林省の所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を総括すること。

福岡肥飼料検査所

福岡市

県、愛媛県、高知県
山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊
本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

3 肥飼料検査所の内部組織について

では、農林省令で定める。

第二十四条の二を削る。

第三十五条中「農地事務局」を「地方農林局」に改める。

「第一款 農地事務局」を「第一款 地方農林局」に改める。

第三十六条から第三十八条までを次のように改める。

(所掌事務)

第三十六条 地方農林局は、本省並びに林野庁及び水産庁の所掌事務のうち、左に掲げる事務を分掌する。

一 農林畜水産業経営の改善に関すること。

二 農林畜水産物及び農林畜水産業専用物品(漁船を含む。)の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

三 農林畜水産業に関する団体及び農林省の所掌に係る商工業に関する団体の指導監督及び助成に関すること。

四 農林省の所掌に係る事務を営む中小企業の育成及び発展並びに農林省の所掌に係る事業の合理化に関すること。

五 農業構造改善事業及び沿岸漁業構造改善事業に関する指導及び助成並びに農山漁村の総合的な振興計画の樹立及び実施についての指導及び助成に関すること。

六 農林畜水産業に関する資金の

調整、その資金の融通の業務についての指導監督、農業近代化資金、農業改良資金等に係る地方公共団体の経費についての助成その他農林畜水産業に関する金融に関すること。

七 耕地面積及び農林畜水産物の収穫高の調査並びに農山漁村における統計的経済調査に関すること。

八 前号に掲げるもののほか、農林畜水産業及び農山漁家に関する調査及び統計の作成に関すること。

九 農林漁業労働に関すること。

十 農業倉庫に関すること。

十一 農林畜水産業及び農山漁家の生活に関する知識の普及交換に関すること。

十二 自作農の創設及び維持並びに農地の移動廃用についての統制その他農地関係の調整に関すること。

十三 土地及び水等開発資源の調査及び開発に関する企画並びに開拓及び土地改良事業に関する長期計画及び地区計画に関すること。

十四 開拓資金の融通、入植者に対する営農の指導助成その他開拓営農に関すること並びに海外移住に関すること。

十五 開墾建設工事及び土地改良事業の実施に関する指導監督及び助成に関すること。

十六 国営に係る開墾建設工事及び土地改良事業の実施並びにその実施に伴い必要を生じ、又はその実施と工事施工上密接な関連のある工事の受託及びその実施に関すること。

十七 農地の保全に係る海岸保全施設に関する事業及び農地の保全に係る地すべり又はほた山の崩壊の防止に関する事業の監督及び助成並びに国営に係る当該海岸保全施設に関する事業及び当該地すべり防止に関する事業の実施に関すること。

十八 家畜等の改良及び増殖に関すること。

十九 草地の改良整備に関すること。

二十 民有林野の造林、営林及び治水に関すること(国営に係る森林治水事業の実施に関するものを除く。)

二十一 民有林野に係る保安林に関すること。

二十二 民有林野に係る林道に関すること。

二十三 林野の保全に係る地すべり又はほた山の崩壊の防止に関する事業の監督及び助成に関すること。

二十四 漁業に関する指導、漁業の取締りその他漁業調整及び水産資源の保護増養に関すること。

二十五 漁船の建造、改造又は転用の許可並びに漁船の登録及び検査に関すること。

二十六 漁港の修築、維持管理及び災害復旧の指導監督及び助成

並びに国営に係る漁港修築事業及び漁港災害復旧事業の実施に関すること。

二十七 漁港海岸保全事業の指導監督及び助成並びに国営に係る漁港海岸保全事業の実施に関すること。

二十八 漁港の区域における公有水面の埋立てに関する認可に関

すること。

二十九 統計調査事務所の所掌事務につき指導を行なうこと。

(名称、位置、管轄区域及び内部組織)

第三十七条 地方農林局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
東北農林局	仙台市	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東農林局	東京都	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県
北陸農林局	金沢市	新潟県、富山県、石川県、福井県
東海農林局	名古屋市	岐阜県、愛知県、三重県
近畿農林局	京都市	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国農林局	岡山市	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州農林局	熊本市	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

2 前条第七号に掲げる事務については、前項の管轄区域にかかわらず、地方農林局が置かれる都府県の区域のみを当該地方農林局の管轄区域とする。

3 前条第二十四号に掲げる事務については、第一項の管轄区域にかかわらず、農林省令で別段の定めをすることが出来る。

4 地方農林局の内部組織については、政令で定める。

第三十八条 削除

第三十九条の見出しを(事務所、事業所、出張所等)に改め、同条中「農地事務局」を「地方農林局」に、並びに事業所及びその支所を「事

業所及び出張所並びに事業所の支所」に改める。

第四十条及び第四十一条を次のように改める。

第四十二条第三項中「統計調査事務所及び」を「統計調査事務所の名称、位置及び内部組織並びに」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 統計調査事務所は、地方農林局が置かれる都道府県以外の都道府県の区域(北海道にあつては、その区域を四に分けて農林省令で定める区域)ごとに置かれるものと

し、府県に置かれるものの管轄区域は当該府県区域とし、北海道に置かれるものの管轄区域は当該農林省令で定める区域とする。

第四十六條中「第六十四号及び第六十五号」を「第七十一号及び第七十二号」に改める。

第四十八條第五号中「昭和二十六年法律第四百四十四号」を削る。

第五十六條第三項中「振興局長」を「農政局長、園芸局長」に改める。

第五十九條中「第五十号から第六十二号まで、第六十四号及び第六十五号」を「第五十号から第六十一号まで、第七十一号及び第七十二号」に改める。

第六十條中「三部」を「四部」に、

「林政部」を「林政部」に改める。

第六十一條の次に次の一条を加える。

（職員部の事務）

第六十一條の二 職員部において

は、左の事務をつかさどる。

一 林野庁の職員の給与その他の労働条件に関すること。

二 林野庁の職員の結成する労働組合その他の団体との交渉に関すること。

三 公共企業体等労働委員会に対する調停及び仲裁の請求に関すること。

四 林野庁の職員の安全、衛生、医療その他福利厚生に関すること。

五 林野庁の職員の教養及び訓練に関すること。

六 林野庁共済組合に関すること。

第六十七條第二号中「営林の指導並びに森林治水事業」を「営林についての技術相談並びに森林治水事業の実施」に改める。

第七十條第一項第二号中「営林を指導すること」を「営林についての技術相談に関すること」に改める。

第七十五條第一項の表中「二九、四四六八」を「三〇、三三八八」に、「一、〇六九八」を「一、〇七七八」に、「一、七四〇八」を「一、七〇二八」に、「六一、二〇一八」を「六二、〇六三八」に改め、第四章中同条を百九十一條とし、第七十四條を第九十條とする。

第三章第三節を次のように改める。

第三節 水産庁

第一款 総則

（水産庁の任務及び長）

第七十三條 水産庁は、水産資源の保護増養、漁業調整、水産物の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整その他水産物の発達改善に関する事務を行なうことを主たる任務とする。

2 水産庁の長は、水産庁長官とする。

（水産庁の権限）

第七十四條 水産庁は、その所掌事務を遂行するため、第四條第一号から第十五号の二まで、第十六号の五、第十六号の六、第二十号及び第六十二号から第七十二号までに掲げる権限を行使する。

第二款 内部部局

（内部部局）

第七十五條 水産庁に長官官房及び左の四部を置く。

漁政部
生産部
漁港部
調査研究部

（長官官房の事務）

第七十六條 長官官房においては、人事、会計その他の庶務並びに水産庁の所掌事務で部及び他の機関の所掌に属しないものをつかさどる。

（漁政部の事務）

第七十七條 漁政部においては、左の事務をつかさどる。

一 水産行政に関する企画を行なうこと。

二 水産業経営の改善を図ること。

三 水産業協同組合、漁業信用基金協会、魚価安定基金その他水産業に関する団体の指導監督及び助成を行なうこと。

四 北方協会に関すること。

五 沿岸漁業、沖合漁業及び内水面漁業について免許、許可その他指導監督を行なうこと。

六 沿岸漁業構造改善事業に関し指導及び助成を行なうこと。

七 水産増殖に関すること。

八 漁船保険及び漁船乗組員給与保険に関すること。

九 中小漁業融資保証保険に関すること。

十 漁船再保険特別会計及び中小漁業融資保証保険特別会計の経理を行なうこと。

十一 輸出水産物の振興に関する法律に基づき指定機関の指導監督を行なうこと。

十二 水産物の流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

十三 水の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること並びに冷凍及び冷蔵に関すること。

十四 水産業専用物品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

十五 水産物及び水産業専用物品の検査に関すること。

十六 水産用石油類その他水産業専用物品以外の水産用資材に関すること（他省の所掌に属することを除く）。

十七 水産に関する経済的社会的諸問題の調査研究並びに水産に関する資料の収集及び保管に関すること。

（生産部の事務）

第七十八條 生産部においては、左の事務をつかさどる。

一 遠洋漁業について許可その他指導監督を行なうこと。

二 遠洋漁業に係る漁場の維持及び開発に関すること。

三 漁業の指導監督のために、無線施設によつて操業漁船の位置に関する通報を受け、及び発すること。

四 漁船の建造、改造又は転用の許可並びに漁船の登録及び検査に関すること。

五 漁船の設計に関する技術並びに漁船用機関、漁船用機械及び漁業用無線施設に関する技術の指導監督を行なうこと。

六 漁船の設計並びに漁船に関する試験及び調査研究を行なうこと。

（漁港部の事務）

第七十九條 漁港部においては、左の事務をつかさどる。

一 漁港の修築、維持管理及び災害復旧に関し指導監督及び助成を行なうこと。

二 漁港修築事業及び漁港災害復旧事業を行なうこと。

三 漁港海岸保全事業及び漁港の区域に係る海岸保全区域の管理に関し指導監督及び助成を行なうこと。

四 漁港海岸保全事業を行なうこと。

五 漁港の区域における公有水面の埋立てに関する認可に関すること。

六 前各号に掲げるもののほか、漁港の指定、漁港の整備計画その他漁港に関すること。

（調査研究部の事務）

第八十條 調査研究部においては、左の事務をつかさどる。

一 水産資源、水産増殖、水産加工その他水産に関する自然科学的の試験及び調査研究（漁船に関するものを除く）並びにこれらに関する資料の取りまとめに関すること。

二 水産に関する技術の普及交換を図ること。

三 漁業の調査のために、無線施設によつて漁況及び海況に関する通報を受け、及び発すること。

第三款 附属機関

（附属機関）

第八十一條 第八十八條に規定するもののほか、水産庁に左の附属機

関を置く。

水産研究所

日光養魚場

北海道さけ・ますふ化場

水産大学校

真珠検査所

真珠研究所

(水産研究所)

第八十二条 水産研究所は、水産に関する試験研究、調査、分析、鑑定及び講習並びに種苗及び標本の生産及び配布を行なう機関とする。

2 水産研究所の名称及び位置は、左の通りとする。

名	称	位	置
北海道区水産研究所	北海道		
東北区水産研究所	塩釜市		
東海区水産研究所	東京都		
南海区水産研究所	高知市		
西海区水産研究所	長崎市		
日本海区水産研究所	新潟市		
内海区水産研究所	広島市		
淡水区水産研究所	東京都		

3 農林大臣は、水産研究所の事務を分掌させるため、所要の地に水産研究所の支所を設けることができる。

4 水産研究所の所掌事務及び内部組織並びに支所の名称、位置、所掌事務及び内部組織については、農林省令で定める。

(日光養魚場)

第八十三条 日光養魚場は、淡水魚の養殖並びに種苗の生産及び配布を行なう機関とする。

2 日光養魚場は、栃木県に置く。

3 日光養魚場の内部組織については、農林省令で定める。

(北海道さけ・ますふ化場)

第八十四条 北海道さけ・ますふ化場は、さけ類及びます類のふ化及び放流を行なう機関とする。

2 北海道さけ・ますふ化場は、北海道に置く。

3 農林大臣は、北海道さけ・ますふ化場の事務を分掌させるため、所要の地に北海道さけ・ますふ化場の支場又は事業場を設けることができる。

4 北海道さけ・ますふ化場の内部組織並びに支場及び事業場の名称、位置、所掌事務及び内部組織については、農林省令で定める。

(水産大学校)

第八十五条 水産大学校は、水産に関する学理及び技術の教授及び研究を行なう機関とする。

2 水産大学校は、下関市に置く。

3 水産大学校の内部組織については、農林省令で定める。

(真珠検査所)

第八十六条 真珠検査所は、真珠の検査を行なう機関とする。

2 真珠検査所の名称及び位置は、左の通りとする。

名	称	位	置
東京真珠検査所	東京都		
神戸真珠検査所	神戸市		

3 真珠検査所の内部組織については、農林省令で定める。

(真珠研究所)

第八十七条 真珠研究所は、左に掲げる事項を行なう機関とする。

一 真珠貝に関する試験研究及び調査

二 真珠貝の優良な種苗の生産及び配布

三 真珠貝の種苗の生産技術及び真珠貝の養殖技術の普及

四 真珠の養殖の密度その他真珠に関する試験研究及び調理

五 真珠に関する知識の普及

2 真珠研究所は、三重県に置く。

農林大臣は、真珠研究所の一部を分掌させるため、所要の地に真珠

研究所の支所を設けることができる。

4 真珠研究所の内部組織並びに支所の名称、位置、所掌事務及び内部組織については、農林省令で定める。

(その他の附属機関)

第八十八条 左の表の上欄に掲げる機関は、水産庁の附属機関として置かれるものとし、その目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種	類	目	的
中央漁業調整審議会		漁業法の施行に関する重要事項を審議すること。	
瀬戸内海連合海区漁業調整委員会		瀬戸内海における漁業調整を行なうこと。	
有明海連合海区漁業調整委員会		有明海における漁業調整を行なうこと。	
漁港審議会		漁港法(昭和二十五年法律第百三十七号)の施行に関する事項を調査審議すること。	
真珠養殖事業審議会		真珠養殖事業法(昭和二十七年法律第九号)の規定によりその権限に属させた事項を調査審議すること。	
輸出水産業振興審議会		輸出水産業の振興に関する法律の規定によりその権限に属させた事項を調査審議すること。	
漁船再保険審査会		漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)により政府の行なう再保険に関する事項を審査すること。	

2 中央漁業調整審議会、瀬戸内海連合海区漁業調整委員会及び有明海連合海区漁業調整委員会については漁業法、漁港審議会については漁港法、真珠養殖事業審議会に

ついては真珠養殖事業法、輸出水産業振興審議会については輸出水産業の振興に関する法律、漁船再保険審査会については漁船損害補償法の定めるところによる。

第四款 地方支分部局

(北海道漁業調整事務所)

第八十九条 水産庁に、地方支分部局として、北海道漁業調整事務所を置く。

2 北海道漁業調整事務所は、水産庁の所掌事務のうち、北海道の地先海面に係る漁業に関する指導、漁業の取締りその他漁業調整及び水産資源の保護増養に関する事務を分掌する。

3 北海道漁業調整事務所は、札幌市に置く。

4 北海道漁業調整事務所の内部組織については、農林省令で定める。

附則

1 この法律は、昭和三十七年七月一日から施行する。ただし、第七十七条及び第二十三条の改正規定、第二十四条の二を削る規定、第四十条及び第四十一条の改正規定、第六十条の改正規定、第六十一条の次に一条を加える改正規定、第七十五条の改正規定並びに次項の規定は同年四月一日から、第三十五、第三十六、第三十七、第三十八、第三十九、第四十二、第六十七、第六十八、第六十九、第七十、第七十一、第七十二、第七十三、第七十四、第七十五、第七十六、第七十七、第七十八、第七十九、第八十、第八十一、第八十二、第八十三、第八十四、第八十五、第八十六、第八十七、第八十八、第八十九、第九十、第九十一、第九十二、第九十三、第九十四、第九十五、第九十六、第九十七、第九十八、第九十九、第一百条の規定は同年十月一日から施行する。

2 農林省の本省、食糧庁及び水産庁の定員は、農林省設置法第九十一条第一項の規定にかかわらず、これらの機関ごとに、次の表の中欄に掲げる期間内は、同項に規定する当該機関の定員にそれぞれ同表の下欄に掲げる員数を加えた員数とする。

本省	昭和三十七年四月一日から同年九月三十日まで 昭和三十七年十月一日から昭和三十八年一月三十一日まで 昭和三十八年二月一日から同年二十八日まで	一一人 九四人 九人
食糧庁	昭和三十七年四月一日から同年九月三十日まで	一五人
水産庁	昭和三十七年四月一日から同年六月三十日まで 昭和三十七年七月一日から同年九月三十日まで	七二人 七一人

- 3 次に掲げる法律は、廃止する。
- 一 水産庁設置法（昭和二十三年法律第七十八号）
- 二 漁業制度調査会設置法（昭和三十三年法律第四百十六号）
- 4 水産庁の従前の機関（北海道漁業調整事務所以外の漁業調整事務所及び漁業調整事務局並びに漁業制度調査会を除く。）及びその職員は、改正後の農林省設置法第三章第三節の規定に基づき相当の機関及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。
- 5 この法律の施行の際現に水産庁に置かれている漁業調整事務局及び漁業調整事務所（北海道漁業調整事務所を除く。）については、昭和三十七年九月三十日までは、附則第三項の規定にかかわらず、水産庁設置法第九条の規定は、なおその効力を有する。